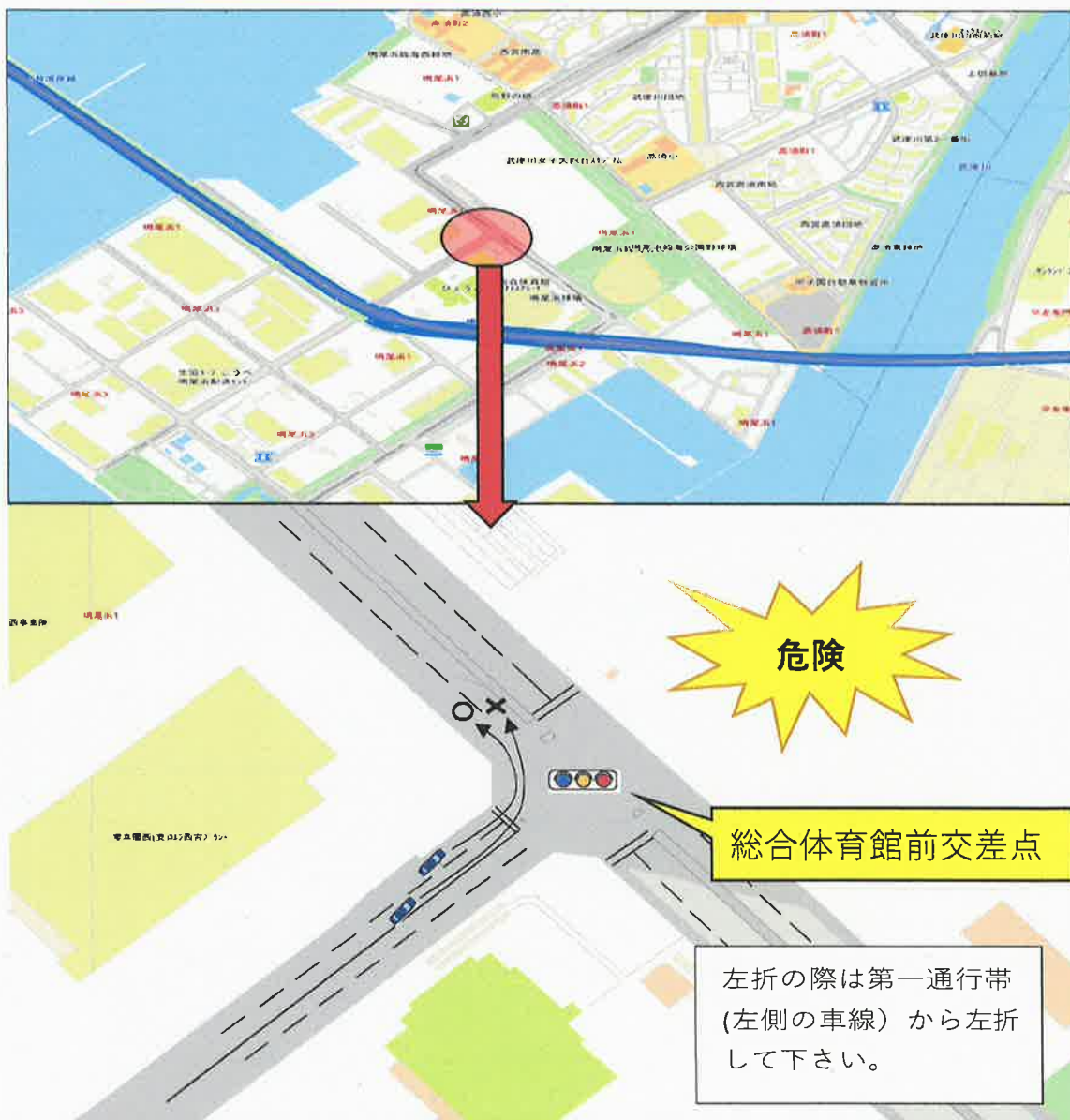


# 甲子園警察署交通課だより

- ・その通行方法は間違っています！！
- ・左折は左端の第一通行帯、右折は中央線寄りの第二通行帯を進行して下さい。



## ●交差点での左折の方法

○根拠：道路交通法第34条第1項

交差点において左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければならない。

※交差点右左折方法違反（罰則：2万円以下の罰金又は科料）

違反点 1点

反則金 大型6,000円 普通4,000円 原付3,000円